

熊本県公報

号外 第 52 号
平成 16 年 8 月 31 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………(警察本部警務課) 1

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
 1 平成16年夏の組織改正において、薬物銃器対策業務を生活安全部から刑事部に移管することに伴い、熊本県警察の組織に関する規則等関係規則の一部を改正することとした。

規 則

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成16年8月31日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

熊本県公安委員会規則第10号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条中「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

第11条中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条中第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号から第15号までを3号ずつ繰り上げる。

第14条を次のように改める。

(生活環境課)

第14条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活経済関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 鉄砲及び刀剣類の許可その他の行政処分及び取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 火薬類の許可その他の行政処分及び取締りに関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。
- (7) 放射性物質等に係る運搬届出の受理及び取締りに関すること（核燃料物質の防護に関するものを除く。）。
- (8) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (9) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (10) 風俗営業、質屋営業及び古物営業の許可その他の行政処分及び取締りに関すること。
- (11) 他の部課の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

第18条を次のように改める。

(組織犯罪対策課)

第18条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 組織犯罪対策に関する企画及び調査に関すること。
- (2) 組織犯罪に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- (3) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）に規定する疑わしい取引に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (4) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。
- (5) 暴力団排除活動に関すること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の運用に関すること。
(7) 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。
(8) けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
(9) 外国人犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること。
(10) 国際捜査共助に関すること。

第32条第4号から第9号までを次のように改める。

- (4) 警衛に関すること。
(5) 警護に関すること。
(6) 警備実施に関すること。
(7) 災害警備に関すること。
(8) 核燃料物質の防護に関すること。
(9) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

第41条第1項中「生活保安課に銃器薬物事件指導官」を「組織犯罪対策課に組織犯罪捜査指導官」に改め、同条第2項中「銃器薬物事件指導官」を「組織犯罪捜査指導官」に改め、同条第6項中「銃器薬物事件指導官」を「組織犯罪捜査指導官」に、「銃器及び薬物事件捜査」を「組織犯罪捜査」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成16年9月8日から施行する。
(風俗営業等法令事務取扱規則の一部改正)
- 風俗営業等法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「警察本部生活安全企画課長」を「警察本部生活環境課長」に改める。
別記様式第2号、別記様式第3号の2、別記様式第4号の2、別記様式第4号の4、別記様式第5号の2、別記様式第6号、別記様式第11号、別記様式第17号の2及び別記様式第19号の3中「熊本県警察本部生活安全企画課」を「熊本県警察本部生活環境課」に改める。
(古物営業法令事務取扱規則の一部改正)
- 古物営業法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「警察本部生活安全企画課長」を「警察本部生活環境課長」に改める。
別記様式第2号及び別記様式第5号中「熊本県警察本部生活安全企画課」を「熊本県警察本部生活環境課」に改める。
(質屋営業法令事務取扱規則の一部改正)
- 質屋営業法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第1条第2項中「警察本部生活安全企画課長」を「警察本部生活環境課長」に、「生活安全企画課長」を「生活環境課長」に改める。
第7条第1項中「生活安全企画課長」を「生活環境課長」に改める。
別記様式第3号中「熊本県警察本部生活安全企画課」を「熊本県警察本部生活環境課」に改める。
(銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部改正)
- 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「警察本部生活保安課長」を「警察本部生活環境課長」に、「生活保安課長」を「生活環境課長」に改め、同条第2号及び第3号中「生活保安課長」を「生活環境課長」に改める。
第11条第1項中「生活保安課長」を「生活環境課長」改める。